

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-143
処分の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・施行計画変更、工事中止命令等 (新住宅市街地開発法第41条第1項) ・都市計画事業の認可の取消し (新住宅市街地開発法第48条第3項) 			
根拠法令条例等・条項	上記参照			
処分の概要	上記参照			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (新住宅市街地開発事業の実績がなく、今後も予想されず、また処分の先例がないため基準の具体化が困難である)			
基準の制定根拠	—			